

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（「」）	1
○第11次高知県鳥獣保護管理事業計画の定め（鳥獣対策課）	1
○高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の定め（「」）	1
○高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の定め（「」）	1
○第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長（2件）（「」）	1
○第二種特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部解除（「」）	1
○第二種特定鳥獣の捕獲等の禁止猟法の一部解除（2件）（「」）	2
○国土調査の成果の認証（用地対策課）	2
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託（住宅課）	2
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務の委託（「」）	4
◎告示（県営住宅の家賃の収納事務の委託）の廃止（「」）	4

告 示

高知県告示第309号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成27年5月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

伊尾木川北加入区

高知県告示第310号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成23年5月高知県告示第333号で告示した次の加

入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成27年5月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月28日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

伊尾木川北加入区

高知県告示第311号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により平成27年5月29日から平成29年3月31日までの間における第11次高知県鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県産業振興推進部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第312号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を次のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県産業振興推進部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第313号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づき高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を次のとおり定めたので、同条第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県産業振興推進部鳥獣対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第314号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間

イノシシ	高知県全域	高知県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の期間（平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで

高知県告示第315号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	狩猟期間を延長する区域	狩猟期間を延長する期間
ニホンジカ	高知県全域	高知県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の期間（平成27年5月29日から平成29年3月31日まで）内において、毎年2月16日から3月15日まで

高知県告示第316号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第2号の規定による捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	捕獲等の数の制限の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除後の数の制限の内

			容
ニホンジカ	高知県全域	平成27年5月29日から平成29年3月31日まで	1人1日当たりの捕獲数の制限を解除する。

高知県告示第317号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
イノシシ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班の林班界と徳島県と高知県との境界との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同境界を南進し国有林65林班の林班界との接点（国有林標注105号）に至り、同所から同林班界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所から国道195号に隣接する高知県営永瀬ダム管轄の別	平成27年5月29日から平成29年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

	府雨量観測所を見通す線を北進し同雨量観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号を見通す線を北進し同標柱に至り、同所から同林班の林班界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。		

高知県告示第318号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、第二種特定鳥獣に関し行う同法第12条第1項第3号の規定による捕獲等の禁止猟法の一部を次のとおり解除する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第二種特定鳥獣の種類	捕獲等の禁止猟法の一部解除を行う区域	一部解除を行う期間	一部解除を行う禁止猟法の内容
ニホンジカ	高知県全域。ただし、長岡郡大豊町所在の嶺北森林管理署管轄区域の国有林57林班から68林班まで及び117林班並びに香美市所在の高知中部森林管理署管轄区域の国有林2林班から42林班まで、48林班から68林班まで、72林班及び91林班の区域並びにこれらの区域に介在する民有地並びに香美市物部町別府の高知中部森林管理署管轄区域の国有林56林班の林班界と徳島県と高知県との境界との接点（国有林標柱1号）を起点とし、同所から同境界を南進し国有林65林班の林班界との接点（国有林標注105号）に至り、同所から同林班界を西進し同林班の国有林標柱197号に至り、同所	平成27年5月29日から平成29年3月31日まで	輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわな

	から国道195号に隣接する高知県営永瀬ダム管轄の別府雨量観測所を見通す線を北進し同雨量観測所に至り、同所から国有林56林班の国有林標柱800号を見通す線を北進し同標柱に至り、同所から同林班の林班界を北東進して起点に達する線に囲まれた区域を除く。		

高知県告示第319号

室戸市羽根町の一部地区、安芸郡馬路村馬路の一部地区及び土佐郡土佐町和田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したもので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 芸東森林組合
 - 馬路村
 - 土佐町
- 調査を行った地域及び時期
 - 室戸市羽根町の一部
平成24年度及び平成25年度
 - 安芸郡馬路村馬路の一部
平成24年度及び平成25年度
 - 土佐郡土佐町和田の一部
平成9年度から平成11年度まで
- 成果の名称
 - 室戸市地籍図及び地籍簿
 - 馬路村地籍図及び地籍簿
 - 土佐町地籍図及び地籍簿
- 認証年月日
平成27年5月29日

高知県告示第320号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称
高知市九反田4番10-401号

高知県住宅供給公社		
2 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容		
県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
大津	高知市大津	〃
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	〃
宇治	吾川郡いの町	〃
長浜馬場の西	高知市長浜	〃
柳ノ内	室戸市室津	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第20条第1項第3号に掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務
行当	室戸市元	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
土佐山田	香美市土佐山田町	〃

鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	〃
船岡南	高知市神田	〃
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃
沖田	高知市朝倉	〃
別所山	香南市赤岡町	〃
日高	高岡郡日高村	〃
元	室戸市元	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃
奈半利	安芸郡奈半利町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	〃
蒲原	南国市岡豊町蒲原	〃
赤岡	香南市赤岡町	〃
安芸東	安芸市川北	〃
野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜	高知市横浜新町二丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用

		料及び保証金の収納事務
田野	安芸郡田野町	〃
南国	南国市小籠二丁目	〃
中村	四万十市中村丸の内	〃
桜川	須崎市押岡	〃
吉川	香南市吉川町吉原	〃
土佐	土佐市蓮池	〃
清水	土佐清水市幸町	〃
赤岡東	香南市赤岡町	〃
十市	南国市緑ヶ丘一丁目	〃
佐川	高岡郡佐川町	〃
日高東	高岡郡日高村	〃
宿毛	宿毛市平田町	〃
宝永	安芸市宝永町	〃
中村北	四万十市安並	〃
鴨部	高知市鴨部二丁目	〃
奈半利東	安芸郡奈半利町	〃
佐賀	幡多郡黒潮町	〃
本山	長岡郡本山町	〃
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	〃
田野西	安芸郡田野町	〃
土佐南	土佐市蓮池	〃

吉川西	香南市吉川町吉原	〃
羽根	室戸市羽根町	〃
野根第二	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃
羽根第二	室戸市羽根町	〃
八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第321号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称

高知市九反田4番10-401号
高知県住宅供給公社

2 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

高知県告示第322号

平成11年4月高知県告示第225号（県営住宅の家賃の収納事務の委託）は、廃止する。

平成27年5月29日

高知県知事 尾崎 正直